

総社市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月8日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第23号

総社市職員給与条例の一部を改正する条例

総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下本則において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 1～6 略</p> <p>（給料月額取扱い）</p> <p><u>7</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び</p>	<p>附 則 1～6 略 <u>（保健予防手当の特例）</u></p> <p><u>7</u> <u>第23条第2号の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その患者の搬送その他の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対し緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対する保健予防手当の支給額は、1日につき3,000円とする。</u></p> <p>（給料月額取扱い）</p> <p><u>8</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び</p>

改正後	改正前
<p>当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。</p>	<p>び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。</p>
<p>8 略</p>	<p>9 略</p>
<p>9 定年条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>10 定年条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>
<p>10 略</p>	<p>11 略</p>
<p>11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>	<p>12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>
<p>12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>	<p>13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>
<p>13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項及び第27条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項及び第27条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>
<p>14 附則第7項の規定により職員の給料月額の変更を行うときは、法第4</p>	<p>15 附則第8項の規定により職員の給料月額の変更を行うときは、法第4</p>

改 正 後	改 正 前
<p>9条第2項の規定による説明書の交付の請求があった場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。</p> <p><u>1 5</u> 附則第7項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>	<p>9条第2項の規定による説明書の交付の請求があった場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。</p> <p><u>1 6</u> 附則第8項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正）
- 2 総社市職員の退職手当に関する条例（平成17年総社市条例第45号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>1 1 総社市職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>1 2～16 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>1 1 総社市職員給与条例附則第8項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>1 2～16 略</p>